



暑さが和らいで、9 月に入り過ごしやすい気温になりました🍁
空気も心も落ち着いてくる季節ですね。
さて今月は、技能実習生がかわいいポーズで表紙を飾ってくれました！
日本のプリント倶楽部をイメージしたそうです！
元気いっぱいで見ているだけで、こちらまで笑顔になりますね💡

今月のトピックス

1. 日本語能力試験合格者インタビュー！！
2. 技能実習制度ワンポイント解説
今月のテーマ：建設キャリアアップシステムと技能実習生の技能者 ID について
3. ふかぼり育成就労制度
今月のテーマ：受入れ人数枠
4. 先駆け!DX 塾
今月のテーマ：あなたのパソコンが感染源となってしまうかも！？
5. NEWS & TOPICS

日本語能力試験合格者インタビュー！！

2025 年 7 月 6 日に実施された日本語能力試験の結果が発表されました！

弊組合からもたくさんの技能実習生、特定技能外国人が受験しました 🍀 合格した皆さんおめでとうございます 🎉

なかでも中国国籍のフさんは、日本語能力試験の中で 2 番目に難易度が高い N2 に合格しました！ N2 レベルでは日常会話に加え、ビジネスシーンでの日本語能力が求められます。合格率の低い難しい試験ですが、フさんはどのように勉強をしていたのでしょうか？

そこで今回はフさんに勉強方法や日本語能力試験合格の感想などをインタビューしました！！

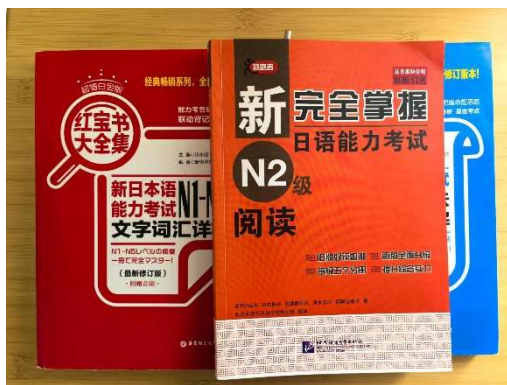
Q1. なぜ今回 N2 を受験しようと思いましたか？

フさん 日本語を勉強してきた成果を試したかったからです。

それに、仕事や生活の中でもっと日本語を使えるようになりたいと思いました。

Q3. N2 合格のためにどのような勉強をしましたか？

フさん 毎日単語や文法を覚えて、過去問を繰り返し解きました。普段は日本のニュースやドラマも見て、聴解や言語感覚を鍛えました。



↑フさんが試験勉強に使っていた参考書！苦手な問題は何度も解いて克服したそう。

Q2. 試験を受けた感想、または合格したときの感想を教えてください！

フさん 試験の時は少し緊張しました。特に聴解が難しかったです。

合格したと知った時は本当に嬉しくて、努力が無駄じゃなかったと感じました。



Q4. 試験はどのようなところが難しかったですか？

フさん 一番難しかったのは語彙力と読解スピードです。

長文読解は時間が足りなくなるので、速く理解する練習が必要でした。

Q5. 試験勉強のモチベーションを保つためにしていることはありますか？

フさん 小さな目標を決めて、例えば毎日一定の単語や問題を必ずやるようにしました。

疲れた時は音楽を聴いたり、運動をしてリフレッシュして、また勉強に戻りました。



技能実習制度

ワンポイント解説

本日のテーマ👉

建設キャリアアップシステムと技能実習生の技能者IDについて

建設キャリアアップシステム（Construction Career Up System）とは…

👉 建設業で働く人の“仕事の履歴書”を、業界全体でデジタル管理・共有する仕組み

- ・だれがどんな資格もっているか
- ・社会保険にちゃんと加入しているか
- ・どの現場でどんな仕事をしてきたか

等の情報を一人ひとりの技能者ごとに記録していくシステムです！



登録対象	ID
法人、個人事業主、 一人親方	事業者ID 
現場で作業を行うすべての 技能者（建設職人）	技能者ID 

※登録は任意ですが、「特定技能外国人」「技能実習生」の受入を行う事業者は登録義務があります。

技能者の保有資格や就業実績等を可視化することで、適正な評価と処遇の実現を図り、キャリア形成を支援します🌟

また、企業が人材の雇用・育成に積極的に取り組める環境を整備することで、若年層を含む多様な人材が安心して長期的に働ける建設業界の実現を目指します。

登録対象は左図のとおりです。技能者が建設キャリアアップシステムを登録すると、1人につき1枚カードが手元に届きます。

技能実習生も「技能者ID」の登録が必要です！

建設分野の技能実習生を受け入れる事業者は、技能実習計画の認定要件として、事業者および技能実習生本人の建設キャリアアップシステムへの登録が義務付けられています。



実習生の入国後、就労開始時に、組合から技能者IDの登録案内をしておりますので、お忙しい中恐縮ですが登録していただきますようお願いいたします。（登録は通常約3～4週間）

外国人技能実習機構（以下機構）への1号から2号への変更申請を行う際、当該技能実習生が技能者登録をしているかの審査も行われます。（※1号在留期限満了日の6ヶ月前から機構への申請を行います。）技能実習生の技能者カードの提出が必要になりますので、必ずご準備ください。（※技能者カードの提出がないと機構の認定が下りず、企業での雇用継続ができなくなります。）

登録方法・利用料等詳しくは以下HPをご覧ください。

建設キャリアアップシステム「CCUSについて」

<https://www.ccus.jp/p/about>

ふかぼり 育成就労制度

今月のテーマ 受入れ人数枠

本コーナーでは、2027 年4月開始予定の育成就労制度の解説や最新情報をお伝えしていきます。
今月は、受入れ人数枠および人数枠に大きく関わる優良要件、地方配慮施策について解説します。

※本原稿は、2025 年 9 月 22 日時点で公表されている情報を基に作成しています

受入れ人数枠

育成就労制度においても技能実習制度と同様に基本人数枠が設定され、育成就労外国人の受入れ人数に上限があります。
人数枠の考え方は基本的には技能実習制度の考え方を踏襲しており、受入れ企業の常勤職員数に応じた上限が設定されますが、
育成就労制度の人数枠のポイントは以下のとおりとなります。

○優良要件を満たす受入れ企業の場合、受入れ人数の上限は基本人数枠の2倍

○優良要件を満たす地方の受入れ企業であって、かつ優良要件を満たす監理支援機関の監理支援を受けている場合、
基本人数枠の3倍

基本人数枠		優良な受入れ企業 (基本人数枠の2倍)		優良な地方の受入れ企業 かつ優良な監理支援機関 (基本人数枠の3倍)	
受入れ企業の 常勤職員の総数	育成就労外国人の数	受入れ企業の 常勤職員の総数	育成就労外国人の数	受入れ企業の 常勤職員の総数	育成就労外国人の数
301人以上	常勤職員総数の 20分の3	301人以上	常勤職員総数の 10分の3	301人以上	常勤職員総数の 20分の9
201人以上 300人以下	45人	201人以上 300人以下	90人	201人以上 300人以下	135人
101人以上 200人以下	30人	101人以上 200人以下	60人	101人以上 200人以下	90人
51人以上 100人以下	18人	51人以上 100人以下	36人	51人以上 100人以下	54人
41人以上 50人以下	15人	41人以上 50人以下	30人	41人以上 50人以下	45人
31人以上 40人以下	12人	31人以上 40人以下	24人	31人以上 40人以下	36人
9人以上 30人以下	9人	9人以上 30人以下	18人	9人以上 30人以下	27人
8人	9人	8人	18人	8人	24人
7人	9人	7人	18人	7人	21人
6人	9人	6人	18人	6人	19人
5人	9人	5人	15人	5人	16人
4人	9人	4人	12人	4人	13人
3人	9人	3人	10人	3人	11人
2人	6人	2人	7人	2人	8人
1人	3人	1人	4人	1人	5人

介護分野、建設分野、漁業分野、林業分野については、上記の人数枠に加え、分野独自の人数上限が上乘せ基準として定められる予定です。

たとえば、建設分野では技能実習制度と同様に、受入れ企業の常勤職員の総数を超えないこととなります。ただし、優良要件を満たす企業の場合、この上限は除外となる模様です。

なお建設分野では特定技能制度でも同様の人数上限が定められていますが、優良な育成就労受入れ企業は優良な特定技能所属機関と扱われ、上限が除外となるようです。

育成就労制度の優良要件

受入れ企業の優良要件についても、基本的には技能実習制度の考え方を踏襲しています。

技能実習制度と異なるポイントは、**日本語能力修得の実績**が加算対象となっていることです。

日本語教育の取組や日本語試験合格率が加算対象となり、より高いレベルの試験合格には更に加算される予定です。

なお育成就労制度では

- ・育成就労1年経過時まで、A1相当試験合格(日本語能力試験 N5 等)
 - ・育成就労3年以内に、A2 相当試験合格(日本語能力試験 N4等)
- を目標として育成就労計画を作成します。

育成就労実施者の優良要件
技能及び日本語能力の修得に係る実績
育成就労を行わせる体制
育成就労外国人の待遇
出入国又は労働に関する法令違反、育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
育成就労外国人からの相談応需その他の育成就労外国人に対する保護及び支援体制並びに実施状況
育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

地方配慮施策とは

技能実習制度では大都市圏等も地方も一律の規制となっていますが、育成就労制度では、地方の優良な受入れ企業のうち、優良な監理支援機関の監理支援を受ける企業については、受入れ人数が基本人数枠の3倍に拡大されます。

「大都市圏等」として、**東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の8都府県(過疎地域を除く)**が定められ、大都市圏等を除く地方は「指定区域」と定められます。

地方(指定区域)に所在する受入れ企業は、受入れ人数枠の拡大や転籍者を受け入れることができる割合の拡大といった地方配慮施策が講じられます。

地方または大都市圏等の区分は、育成就労外国人が就労する事業所の所在地ではなく、企業の本店所在地により判断されるものと考えられます。

地方配慮施策の対象となる地域(指定区域)
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県 <u>以外の都道府県</u>
上記8都府県の過疎地域 東京都 : 青ヶ島村、大島町、奥多摩町、新島村、八丈町、檜原村、三宅村 神奈川県 : 足柄下郡真鶴町 埼玉県 : 小鹿野町、ときがわ町、長瀨町、東秩父村、皆野町、神川町、秩父市 千葉県 : 大多喜町、勝浦市、鋸南町、九十九里町、長南町、東庄町、南房総市、旭市、いすみ市、香取市、鴨川市、山武市、匝瑳市 愛知県 : 設楽町、東栄町、豊根村、新城市 大阪府 : 千早赤阪村、豊能町、能勢町、岬町 京都府 : 綾部市、伊根町、笠置町、京丹後市、京丹波町、南山城村、宮津市、与謝野町、和束町、木津川市、福知山市、南丹市 兵庫県 : 淡路市、市川町、神河町、香美町、佐用町、宍粟市、新温泉町、洲本市、多可町、養父市、朝来市、たつの市、丹波篠山市、丹波市、豊岡市、南あわじ市

先駆け！DX塾

このコーナーでは DX 化に関する業務効率のお役立ち情報を中心にお伝えいたします。
2025 年 9 月の内容は・・・

あなたのパソコンが感染源となってしまうかも！？

●パソコンの Windows10 のサポートが間もなく終了！！

2025 年 10 月 14 日で Windows10 のサポートが終了となります。

※そもそも Windows10 とは？？

Windows 10(ウィンドウズ・テン)は、マイクロソフト社が提供するパソコン用の基本ソフトで OS(オーエス)と呼ばれるものです。

筆者の感覚としてはひとえに車に例えるとエンジンのようなもので、操作するための最も大切な動力源となります。また、車がこの世に何百、何千種類と存在するように、パソコンも様々なメーカーの様々な機種が何百、何千種類も存在します。

ただ、エンジンは多数ある車に合わせていくつも存在しますが、パソコンにおけるエンジンである OS 自体は主なものは4～5種類しかありません。

その中で圧倒的なシェア(世界で約 70%)を誇る OS が Windows です。

●サポートが終了してしまうとどうなるの？

サポートが終了するとこんな弊害が考えられます。

①セキュリティ更新が受けられなくなる

ウイルスやマルウェアへの新しい対策が行われなくなり、感染リスクが非常に高まります。

新しい脅威に対して無防備になるため、個人情報や業務データの漏えいの危険性も。

もし1台でもアップデートしていないパソコンがあり、そのパソコンが感染してしまった場合、そこから繋がる全ての機器がウイルスに感染するおそれがあるため、他のパソコンとデータの共有を行うパソコンは1台残らず Windows11に移行する必要があります。

②新しいソフトや周辺機器が対応しなくなる

最新のソフトやプリンターなどが Windows10 に対応しなくなる可能性があります。

動作不良やインストール不可になることも。

③技術サポートが受けられなくなる

Microsoft からの公式サポート(電話・チャットなど)も終了。

トラブル時に自己解決が必要になるため、業務や生活に支障が出る可能性があります。

●まだ Windows10 のパソコンを使用している場合はどうすればいいの？

大きく分けると2パターンあります。

①パソコンが Windows11 の規格に対応している場合

→Microsoft が無料で提供しているアップデートを行う

②パソコンが Windows11 の規格に対応していない場合

→Windows11 が搭載されている新しいパソコンを購入する

互敬クラウド協同組合では相談対応から **PC の販売、初期設定、設置、データ移行**まで行います。
もしまだ window11 に移行できていないパソコンございましたら、状況に応じてご対応させていただきます。その際はお気軽に以下までご連絡ください。

互敬クラウド協同組合 DX サポート課担当(TEL:027-381-8291)

地鎮祭を行いました

2025 年 9 月 8 日（月）に弊組合新社屋建設工事の地鎮祭を執り行いました。

当日は天候に恵まれ、施工関係者ならびに弊組合役員が参列し、工事の安全と事業のさらなる発展を祈願いたしました。

新社屋の完成は 2026 年 6 月を見込んでおります。

新たな環境のもと、職員一同、心を新たに業務に励み、皆様のご期待にお応えできるよう、より一層精進してまいります。

地域別最低賃金の答申がなされました

2025 年 8 月に全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました。

これにより、47 都道府県で 63 円～82 円の引上げ、改定後の全国加重平均額は 1,121 円となります。

また、群馬県では、最低賃金を現行の 985 円から 78 円引き上げ、1,063 円に改定される予定です。

この改定は、物価上昇や春闘の賃上げの流れを受けたもので、2002 年度以降で最大の引き上げ幅となります。新しい最低賃金は、群馬県については **2026 年 3 月 1 日**より適用予定であり、県内のすべての事業所で働く労働者が対象となります。パート・アルバイトのみならず、月給制の正社員も含まれるため、企業側には賃金体系の見直しが求められます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63030.html

お知らせ

マイクロソフト社製品のサポート終了によるパソコン使用業務への影響について

マイクロソフト社より、2025 年 10 月 14 日よりマイクロソフト社製品のサポート終了または廃止となることが発表されました。サポート終了後は、セキュリティ更新プログラムや技術サポートが提供されなくなり、パソコン業務に支障を生じる可能性が予想されます。以下の製品が対象となりますので、サポート終了前に、ご使用パソコンのソフト環境をご確認ください。

<マイクロソフト社のサポート終了製品一覧>

1. Office 2016 (Windows)
2. Office 2019 (Windows)
3. Windows 10 (Home, Pro, Enterprise, Education, IoT Enterprise)
4. Windows Server 2012/R2

弊組合では、共同購買事業にて組合員様の DX（デジタルトランスフォーメーション）化推進をサポートしています。

複数企業のシステムを構築・保守の経験を持つ職員が在籍しており、無料で現状の環境確認をすることが可能です。

環境確認のご希望がありましたら弊組合 DX サポート課（TEL：027-381-8291）までお気軽にご相談ください。